

埼玉西部環境保全組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則

第1章 総則

(総則)

第1条 埼玉西部環境保全組合において制定すべき条例のうち鶴ヶ島市条例を準用する条例（平成11年条例第2号）第2条において準用する職員の給与に関する条例（昭和41年条例第21号。以下「条例」という。）第3条第4項の規定による職務の級についての標準的な職務の内容、条例第4条の規定による職務の級及び号給を決定する場合の基準等については、別に定める場合を除き、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 職員 条例第3条第2項に規定する給料表（以下「給料表」という。）の適用を受ける者をいう。
- (2) 昇格 職員の職務の級を同一の給料表の上位の職務の級に変更することをいう。
- (3) 降格 職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。
- (4) 経験年数 職員が職員として同種の職務に在職した年数（第6条の規定によりその年数に換算された年数を含む。）をいう。
- (5) 必要経験年数 職員の職務の級を決定する場合に必要な経験年数をいう。
- (6) 在級年数 職員が同一の職務の級に引き続き在職した年数をいう。
- (7) 必要在級年数 職員の職務の級を決定する場合に必要な1級下位の職務の級における在級年数をいう。
- (8) 正規の試験 任命権者が行う競争試験をいう。
- (9) 上級 職員採用上級試験及びこれに相当する正規の試験をいう。
- (10) 中級 職員採用中級試験及びこれに相当する正規の試験をいう。
- (11) 初級 職員採用初級試験及びこれに相当する正規の試験をいう。

第2章 級別標準職務

(級別標準職務)

第3条 条例第3条第4項の表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で規則で定めるものは、別表第1に定めるとおりとする。

第3章 級別資格基準

(級別資格基準表)

第4条 職員の職務の級を決定する場合に必要な資格は、この規則において別に定める場合を除き、別表第2に定める級別資格基準表(以下「級別資格基準表」という。)に定めるとおりとする。

(級別資格基準表の適用方法)

第5条 級別資格基準表は、試験欄の区分及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。この場合において、それぞれの区分に対応する同表の職務の級欄に定める上段の数字は、当該職務の級に決定するための必要在級年数を、下段の数字は当該職務の級に決定するための必要経験年数を示す。

2 級別資格基準表の試験欄の区分は、次に掲げる職員に適用する。ただし、同表に別段の定めがある場合は、その定めるところによる。

(1) 正規の試験の結果に基づいて職員となった者

(2) 特殊の知識を必要とし、かつ、その職務の複雑、困難及び責任の度が正規の試験の行われる職と同等と認められる職に任用された職員で、前号に掲げる職員に準じて取り扱うことについてあらかじめ管理者の承認を得たもの

3 級別資格基準表の学歴免許等欄の区分は、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格に応じて適用するものとし、当該学歴免許等欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格については、同表において別に定める場合を除き、別表第3に定める学歴免許等資格区分表(以下「学歴免許等資格区分表」という。)に定めるところによる。ただし、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格以外の資格によることがその者に有利である場合には、その資格に応じた区分によることができる。

4 前項の場合において、その者に適用される級別資格基準表の試験欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等の区分より下位の区分に属する学歴免許等

の資格のみを有する職員に対する同表の学歴免許等欄の適用については、その最も低い学歴免許等の区分による。

(経験年数の起算及び換算)

第6条 級別資格基準表を適用する場合における職員の経験年数は、同表の学歴免許等欄の区分の適用に当たって用いるその者の学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数による。

2 級別資格基準表の学歴免許等欄の区分の適用に当たって用いる学歴免許等の資格を取得した時以後の職員の経歴のうち、職員として同種の職務に在職した年数以外の年数については、別表第4に定める経験年数換算表に定めるところにより職員として同種の職務に在職した年数に換算することができる。

(経験年数の調整)

第7条 職員に適用される級別資格基準表の学歴免許等欄の区分に対して別表第5に定める修学年数調整表(以下「修学年数調整表」という。)に加える年数又は減ずる年数が定められている学歴免許等の資格を有する者については、前条の規定によるその者の経験年数にその年数を加減した年数をもって、その者の経験年数とする。

(経験年数の取扱いの特例)

第8条 級別資格基準表の備考に別段の定めがある場合における経験年数の取扱いについては、前2条の規定にかかわらず、その定めるところによる。

(特定の職員の在級年数の取扱い)

第9条 次の各号に掲げる職員に級別資格基準表を適用する場合における在級年数については、当該各号に定める期間をその職務の級の在級年数として取扱うことができる。

(1) 第16条の規定の適用を受けた職員及び第17条に該当し、同条の規定の適用を受けた職員 他の職員との均衡を考慮してあらかじめ管理者の承認を得て定める期間

(2) 第24条第1項又は第26条第1項に規定する異動をした職員 他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮してあらかじめ管理者の承認を得て定める期間

第4章 新たに職員となった者の職務の級及び号給

(新たに職員となった者の職務の級)

第10条 新たに職員となった者の職務の級は、その職務に応じ、かつ、次に定めるところにより決定するものとする。

(1) 給料表の職務の級5級、6級及び7級にあつては、あらかじめ管理者の承認を得ること。

(2) 前号に掲げる職務の級以外の職務の級にあつては、その職務の級について級別資格基準表に定める資格を有していること。

2 第16条各号の一に掲げる者から職員となった者又は第17条に規定する特殊の技術、経験等を必要とする職に採用された者に前項第2号の規定を適用する場合において、他の職員との均衡上必要があると認められ、かつ、あらかじめ管理者の承認を得たときは、級別資格基準表に定める必要経験年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、同表の必要経験年数とすることができる。

(新たに職員となった者の号給)

第11条 新たに職員となった者の号給は、前条の規定により決定された職務の級の号給が別表第6に定める初任給基準表（以下「初任給基準表」という。）に定められているときは当該号給とし、当該職務の級の号給が同表に定められていないときは同表に定める号給を基準としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に第22条第1項又は第23条第1項の規定により得られる号給とする。ただし、初任給基準表の試験欄にその者に適用される区分の定めのない者又はその者に適用される同表のこれらの欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する者の号給は、その者の属する職務の級の最低の号給とする。

2 職務の級の最低限度の資格を超える学歴免許等の資格又は経験年数を有する職員の号給については、前項の規定にかかわらず、第13条から第18条までに定めるところにより、初任給基準表に定める号給を調整し、又はその者の号給を前項の規定による号給より上位の号給とすることができる。

(初任給基準表の適用方法)

第12条 初任給基準表は、試験欄の区分及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。

2 初任給基準表の試験欄の区分の適用については、第5条第2項の規定の例によるものとし、同表の学歴免許等欄の区分の適用については、同表において別に定める場合を除き、学歴免許等資格区分表に定める区分によるものとする。

(学歴免許等の資格による号給の調整)

第13条 新たに職員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等の区分に対して修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者で当該学歴免許等の資格を取得するに際しその者の職務に直接有用な知識又は技術を修得したと認めるものに対する初任給基準表の適用については、その者に適用される同表の初任給欄に定める号給の号数にその加える年数（1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）の数に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給をもって、同欄の号給とすることができる。

2 初任給基準表の試験欄の「正規の試験」の区分の適用を受ける者に対する前項の規定の適用については、その区分に応じ、「上級」にあつては「大学卒」の区分、「中級」にあつては「短大卒」の区分、「初級」にあつては「高校卒」の区分が同表の学歴免許等欄に掲げられているものとみなす。

(経験年数を有する者の号給)

第14条 新たに職員となった次の各号に掲げる者（職務の級を第10条第1項第1号に掲げる職務の級に決定された者を除く。）のうち当該各号に定める経験年数を有する者の号給は、第11条第1項の規定によるその者の号給（前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、同項の規定による号給。以下この項において「基準号給」という。）の号数に、当該経験年数の月数を12月（その者の経験年数のうち5年を超える経験年数（第4号に掲げる者で必要経験年数が5年以上の年数とされている職務の級に決定されたものにあつては当該各号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて管理者の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち他の職員との均衡を考慮して管理者が相当と認める年数を除く。）の月数にあつては、18月）で除した数（1未満の端数

があるときは、これを切り捨てた数)に4(新たに職員となった者が第34条第1項に規定する特定職員であるときは、3)を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給(管理者の定める者にあつては、当該号給の数に3を超えない範囲内で管理者の定める数を加えて得た数を号数とする号給)とすることができる。

- (1) 第5条第2項第1号に掲げる者 その者の任用の基礎となった試験に合格した時以後の経験年数又はその者に適用される初任給基準表の試験欄の「正規の試験」の区分に応じ、「上級」にあつては「大学卒」の区分、「中級」にあつては「短大卒」の区分、「初級」にあつては「高校卒」の区分に属する学歴免許等の資格(前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格)を取得した時以後の経験年数
 - (2) 第5条第2項第2号に掲げる者 その者の職務に有用な免許その他の資格(前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格)を取得した時以後の経験年数
 - (3) 前2号又は次号に該当する者以外の者 初任給基準表の適用に際して用いられるその者の学歴免許等の資格(前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格)を取得した時以後の経験年数
 - (4) 第1号又は第2号に該当する者以外の者で基準号給が職務の級の最低の号給(初任給基準表に掲げられている場合の最低の号給を除く。)である者 級別資格基準表に定めるその職務の級についての必要経験年数を超える経験年数
- 2 新たに職員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対して修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者で前条第1項の規定の適用を受けないものに対する前項の規定の適用については、同条第1項の規定の適用を受けるものとした場合のその適用に際して用いられる学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数の年数と同項の規定による加える年数を合算した年数をもって、前項各号に定める経験年数とする。
- 3 第1項の規定を適用する場合における職員の経験年数の取扱いについては、前2項に定めるもののほか、第6条から第8条までの規定を準用する。

(下位の区分を適用する方が有利な場合の号給)

第15条 前2条の規定による号給が、その者に適用される初任給基準表の試験欄の区分より下位の同欄の区分（「その他」の区分を含む。）を用い、又はその者の有する学歴免許等の資格のうちの下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給に達しない職員については、当該下位の区分を用い、又は当該下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給をもって、その者の号給とすることができる。

（人事交流等により異動した場合の号給）

第16条 次の各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となった者の号給について、前2条の規定による場合には著しく他の職員との均衡を失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、あらかじめ管理者の承認を得てその者の号給を決定することができる。

- (1) 埼玉西部環境保全組合に勤務する者で給料表の適用を受けない者
- (2) 他の地方公共団体に勤務する者
- (3) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたことにより退職して1年を経過しない者
- (4) 法令の規定により任期が定められている職員でその任期が満了した者
- (5) 管理者が前各号に掲げる者に準ずると認める者

（特殊な職に採用する場合の号給）

第17条 特殊の技術、経験等を必要とする職に職員を採用しようとする場合において、号給の決定について第14条又は第15条の規定による場合にはその採用が著しく困難になると認められるときは、これらの規定にかかわらず、他の職員との均衡を考慮してあらかじめ管理者の承認を得て、その者の号給を決定することができる。

（特定の職員についての号給）

第18条 新たに職員となった者のうち、その職務の級を第10条第1項第1号に掲げる職務の級に決定された者について他の職員との均衡上必要があると認められるときは、あらかじめ管理者の承認を得て、第14条から前条までの規定に準じてその者の号給を決定することができる。

第5章 昇格及び降格

(昇格)

第19条 職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、かつ、次に定めるところにより、その者の属する職務の級を1級上位の職務の級に決定するものとする。

(1) 第10条第1項第1号に掲げる職務の級への昇格については、あらかじめ管理者の承認を得ること。

(2) 前号に規定する職務の級以外の職務の級への昇格については、その職務の級について級別資格基準表に定める必要経年数又は必要在級年数を有していること。

2 勤務成績が特に良好である職員に対する前項第2号の規定の適用については、級別資格基準表に定める必要経年数又は必要在級年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、それぞれ同表の必要経年数又は必要在級年数とすることができる。

3 第1項の規定による昇格は、現に属する職務の級に2年以上在級していない職員については行うことができない。ただし、職務の特殊性等によりその在級する年数が2年に満たない者を特に昇格させる必要がある場合であらかじめ管理者の承認を得たときは、この限りでない。

(上位資格の取得等による昇格)

第20条 職員が第5条第2項各号の一に該当することとなり、又は級別資格基準表の学歴免許等欄の区分を異にする学歴免許等の資格を取得し、若しくは同表に異なる資格基準の定めのある試験欄の区分の適用を受けることとなった等の結果、上位の職務の級に決定される資格を有するに至った場合には、前条の規定にかかわらず、その資格に応じた職務の級に昇格させることができる。

(特別の場合の昇格)

第21条 職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は心身に著しい障害をきたすこととなった場合は、第19条の規定にかかわらず、あらかじめ管理者の承認を得て昇格させることができる。

(昇格の場合の号給)

第22条 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第7に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。

2 前2条の規定により職員を昇格させた場合で当該昇格が2級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

3 第20条の規定により職員を昇格させた場合において、前2項の規定によるその者の号給が新たに職員となったものとした場合に初任給として受けるべき号給に達しないときは、これらの規定にかかわらず、その者の号給を当該初任給として受けるべき号給とすることができる。

4 降格した職員を当該降格後最初に昇格させた場合におけるその者の号給は、前3項の規定にかかわらず、管理者の定める号給とする。

(降格の場合の号給)

第23条 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給）とする。

2 職員を降格させた場合で当該降格が2級以上下位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

3 前2項の規定により職員の号給を決定することが著しく不相当であると認められる場合には、これらの規定にかかわらず、あらかじめ管理者の承認を得て、その者の号給を決定することができる。

第6章 初任給基準又は給料表の適用を異にする異動

(初任給基準を異にする異動の場合の職務の級)

第24条 職員を給料表の適用を異にすることなく、初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務に異動させる場合には、その異動後の職務に応じ、かつ、第10条第1項第1号に掲げる職務の級にあつてはあらかじめ管理者の承認を得て、その他の職務の級にあつては級別資格基準表に定める資格基準に従い、そ

れぞれ昇格させ、降格させ、又は引き続き従前の職務の級にとどまらせるものとする。

- 2 勤務成績が特に良好である職員に対する前項の規定の適用については、級別資格基準表に定める必要経験年数又は必要在級年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、それぞれ同表の必要経験年数又は必要在級年数とすることができる。

(初任給基準を異にする異動をした職員の号給)

第25条 前条第1項に規定する異動をした職員の当該異動後の号給は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

- (1) 次号に掲げる者以外の者 新たに職員となったとき(免許等を必要とする職務に異動した者にあつては、その免許等を取得したとき)から異動後の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなしてそのときの初任給を基礎とし、かつ、他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して昇格、昇給等の規定を適用した場合に異動の日に受けることとなる号給

- (2) その初任給の決定について第16条又は第17条の規定の適用を受けた者あらかじめ管理者の承認を得て定める基準に従い、前号の規定に準じて昇格、昇給等の規定を適用した場合に異動の日に受けることとなる号給

- 2 前項の規定によるその者の号給が新たに職員となったものとした場合に初任給として受けるべき号給に達しないときは、同項の規定にかかわらず、当該初任給として受けるべき号給をもって、その者の異動後の号給とすることができる。

- 3 第22条及び第23条の規定は、前条第1項に規定する異動をしたことにより昇格し、又は降格した職員の号給については適用しない。

(給料表の適用を異にする異動の場合の職務の級)

第26条 職員を給料表の適用を異にして他の職務に異動させる場合におけるその者の職務の級は、その異動後の職務に応じ、かつ、第10条第1項第1号に掲げる職務の級にあつてはあらかじめ管理者の承認を得て、その他の職務の級にあつては級別資格基準表に定める資格基準に従い決定するものとする。

- 2 第24条第2項の規定は、前項の規定により職員の職務の級を決定する場合に準

用する。

(給料表の適用を異にする異動をした職員の号給)

第27条 第25条第1項及び同条第2項の規定は、前条第1項に規定する異動をした職員の異動後の号給について準用する。この場合において、第25条第1項第2号中「その初任給の決定について第16条又は第17条の規定の適用を受けた者」とあるのは、「その初任給の決定について第16条又は第17条の規定の適用を受けた者及び管理者が定める異動に該当する異動をした者」と読み替えるものとする。

第7章 削除

第28条から第31条まで 削除

第8章 昇給

(昇給日)

第32条 条例第4条第6項の規則で定める日は、第36条又は第37条に定めるものを除き、毎年4月1日（以下「昇給日」という。）とする。

(勤務成績の証明)

第33条 条例第4条第6項の規定による昇給（第36条又は第37条に定めるところにより行うものを除く。第34条及び第35条において同じ。）は、当該職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。この場合において、当該証明が得られない職員は、昇給しない。

(特定職員の昇給区分及び昇給の号給数)

第34条 給料表の職務の級が7級である職員（以下この条及び次条において「特定職員」という。）を条例第4条第6項の規定による昇給をさせる場合の号給数は、当該特定職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下この条において「昇給区分」という。）に応じて別表第8に定める特定職員昇給号給数表に定める号給数とする。この場合において、昇給区分をEに決定された特定職員は、昇給しない。

2 特定職員の昇給区分は、第33条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該特定職員が次の各号に掲げる特定職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。この場合において、第4号又は第5号に掲げる特定職員に該当するか否かの判断は、管理者の定めるところにより行うものとする。

- (1) 勤務成績が極めて良好である特定職員 A
- (2) 勤務成績が特に良好である特定職員 B
- (3) 勤務成績が良好である特定職員 C
- (4) 勤務成績がやや良好でない特定職員 D
- (5) 勤務成績が良好でない特定職員 E

3 次の各号に掲げる特定職員の昇給区分は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

(1) 管理者の定める事由以外の事由によって昇給日前1年間（当該期間の中途において新たに職員となった特定職員にあっては、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間。次号において「基準期間」という。）の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない特定職員（前項第5号に該当する特定職員及び次号に掲げる特定職員を除く。） D

(2) 管理者の定める事由以外の事由によって基準期間の2分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない特定職員 E

4 前2項の規定により昇給区分を決定する特定職員の総数に占めるA又はBの昇給区分に決定する特定職員の数の割合は、管理者が別に定める。

5 前年の昇給日後に新たに職員となった特定職員又は同日後に第22条第2項、第25条第2項（第27条において準用する場合を含む。）若しくは第42条の規定により号給を決定された特定職員の昇給の号給数は、第1項の規定にかかわらず、同項の規定による号給数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（1未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数とする。この場合において、この項の規定による号給数が0となる特定職員は、昇給しない。

6 第1項又は前項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給（当該昇給日において職務の級を異にする異動又は第24条に規定する異動をした特定職員にあっては、当該異動後の号給）の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えること

となる特定職員の昇給の号給数は、第1項及び前項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

7 1の昇給日において第2項の規定により昇給区分をA又はBに決定する特定職員の昇給の号給数の合計は、特定職員の人数、第4項の管理者の定める割合等を考慮して管理者の定める号給数を超えてはならない。

(特定職員以外の職員の昇給の号給数)

第35条 特定職員以外の職員を条例第4条第6項の規定による昇給をさせる場合の昇給の号給数の基準については、当分の間、別に定める。

(研修、表彰等による昇給)

第36条 勤務成績が良好である職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、管理者の定めるところにより、当該各号に定める日に、条例第4条第6項の規定による昇給をさせることができる。

(1) 研修に参加し、その成績が特に良好な場合 成績が認定された日から同日の属する月の翌月の初日までの日

(2) 業務成績の向上、能率増進、発明考案等により職務上特に功績があったことにより、又は辺地若しくは特殊の施設において極めて困難な勤務条件の下で職務に献身精励し、公務のため顕著な功労があったことにより表彰又は顕彰を受けた場合 表彰若しくは顕彰を受けた日から同日の属する月の翌月の初日までの日

(3) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたことにより退職する場合 退職の日

(特別の場合の昇給)

第37条 勤務成績が良好である職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合その他特に必要があると認められる場合には、条例第4条第6項の規定による昇給をさせることができる。

(最高号給を受ける職員についての適用除外)

第38条 この章の規定は、職務の級の最高の号給を受ける職員には、適用しない。

第39条から第41条まで 削除

第9章 特別の場合における号給の決定

(上位資格の取得等の場合の号給の決定)

第42条 職員があらたに職員となったものとした場合に現に受ける号給より上位の号給を初任給として受けるべき資格を取得した場合(第22条第3項又は第25条第2項(第27条において準用する場合を含む。))の規定の適用を受ける場合を除く。)又は管理者が定めるこれらに準ずる場合に該当するときは、その者の号給を管理者の定めるところにより上位の号給に決定することができる。

(復職時等における号給の調整)

第43条 休職にされ、若しくは地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第55条の2第1項ただし書に規定する許可(以下「専従許可」という。)を受けた職員が復職し、派遣職員が職務に復帰し、又は休暇のため引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、他の職員との均衡上必要あると認められるときは、休職期間、専従許可の有効期間、派遣の期間又は休暇の期間(以下「休職等の期間」という。)を別表第9に定める休職期間等換算表に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、若しくは再び勤務するに至った日(以下「復職等の日」という。)及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に管理者の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

2 派遣職員が職務に復帰した場合又は管理者が定めるこれに準ずる場合における号給の調整について、前項の規定による場合には他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ管理者の承認を得てその者の号給を調整することができる。

(派遣職員の退職時の号給の調整)

第43条の2 派遣職員がその派遣の期間中に退職する場合において、他の職員との権衡上特に必要があると認められるときは、あらかじめ管理者の承認を得て、前条の規定に準じてその者の号給を調整することができる。

(給料の訂正)

第44条 職員の給料の決定に誤りがあり、任命権者がこれを訂正しようとする場合において、あらかじめ管理者の承認を得たときは、その訂正を将来に向って行うこ

とができる。

第10章 雑則

(この規則により難い場合の措置)

第45条 特別の事情によりこの規則の規定によることができない場合又はこの規則の規定によることが著しく不適當であると認められる場合には、別に管理者の定めるところにより、又はあらかじめ管理者の承認を得て別段の取り扱いをすることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、公布の日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

(昇給に関する経過措置)

第2条 昭和55年4月1日前から引き続き在職し、同日において56歳以上である職員の同日以後の最初の昇給に関する規則第33条の規定の適用については、同条中「56歳に達した日後の最初の昇給にあつては18月、その後の昇給にあつては24月」とあるのは「18月」とする。

第3条 昭和54年改正条例附則第5項前段の規定による昇給は、職員が現に受ける給料月額を受けるに至った時から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間(管理者の定める職員にあつては、管理者の定める当該期間を短縮した期間)を下らない期間を良好な成績で勤務した場合に、条例第4条第6項の規定による昇給の例により行うものとする。

(1) 基準給料月額に対応する給料月額を受けている場合 18月

(2) 基準給料月額に対応する給料月額の直近上位の給料月額を受けている場合
24月

2 昭和54年改正条例附則第5項後段の規定による昇給は、昭和55年4月1日前から引き続き在職する職員が、第35条の2に規定する年齢に達した日後において、次の各号の1に該当し、かつ、その現に受ける給料月額を受けるに至った時から、当該各号に定める期間(管理者の定める職員にあつては、管理者の定める当該期間を短縮した期間)を下らない期間を良好な成績で勤務した場合に、条例第4条第6

項の規定による昇給の例により行うものとする。

(1) 昭和55年4月1日の前日に受けていた給料月額又はこれに相当する給料月額を受けている場合 18月

(2) 昭和55年4月1日の前日に受けていた給料月額の直近上位の給料月額を受けている場合 24月（第35条の2に規定する年齢に達した日以前の最後の昇給に係る昇給期間が12月である職員については、18月）

(3) 昭和57年3月31日に受けていた給料月額又はこれに相当する給料月額を受けている場合（昭和55年4月1日以後の条例第4条第6項の規定による最初の昇給の時期が56歳に達した日後である場合又は前2号に掲げる場合を除く。）
24月

3 平成15年12月1日に昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が同日に受けることとなる給料月額を同日の前日に受けていたものとみなして第22条又は第23条の規定を適用する。

附 則（昭和57年2月22日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年4月12日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

附 則（昭和59年6月21日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

附 則（昭和61年3月10日規則第2号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の埼玉西部環境保全組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、昭和60年7月1日から適用する。

3 埼玉西部環境保全組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和60年条例第1号。以下「昭和60年改正条例」という。）附則第2項又は第3項の規定により昭和60年7月1日（以下「切替日」という。）におけるその者の職務の級を定められた職員のうち、次の各号に掲げる職員に対する改正後の規則別表第2

の級別資格基準表の適用については、当該各号に定める期間を、その者のこれらの規定により定められた職務の級（以下「切替後の職務の級」という。）に在級する期間に通算する。

(1) 切替後の職務の級を昭和60年改正条例附則別表第1の職務の級欄の下段に定める職務の級（同表の職務の級欄に切替日の前日においてその者が属していた職務の等級（以下「旧等級」という。）に対応する職務の級が2掲げられている場合の下段に掲げられているものをいう。次号において同じ。）、改正後の規則第10条第1項第1号に掲げる職務の級及び同号に掲げる職務の級（1の給料表について同号に職務の級が2掲げられている場合にあつては、そのうち下位の職務の級）の直近下位の職務の級以外の職務の級とされた職員 旧等級に切替日の前日まで引き続き在職した期間

(2) 切替後の職務の級を昭和60年改正条例附則別表第1の職務の級欄の下段に定める職務の級に定められた職員のうち、旧等級に切替日の前日まで引き続き在職していた期間が改正後の規則別表第2の級別資格基準表に定める当該切替後の職務の級に決定するための必要在級年数を超える職員 当該超える期間

4 昭和60年改正条例附則第2項又は第3項の規定により切替日におけるその者の職務の級を定められた職員に係る当該切替後の職務の級の1級上位の職務の級への昇格（切替日から昭和61年6月30日までの間における改正後の規則第19条の規定によるものに限る。）については、同条第3項中「現に属する職務の級に1年以上」とあるのは、「埼玉西部環境保全組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和60年条例第1号）附則第2項又は第3項の規定により昭和60年7月1日（以下この項において「切替日」という。）における職務の級を昭和60年改正条例附則別表第1の職務の級欄の下段に定める職務の級（同表の職務の級欄に切替日の前日においてその者が属していた職務の等級（以下この項において「旧等級」という。）に対応する職務の級が2掲げられている場合の下段に掲げられているものをいう。）に定められた職員にあつては、旧等級とこれらの規定により定められた職務の級に通算2年以上、これらの規定により切替日における職務の級に定められた職員にあつては、旧等級とこれらの規定により定められた職務の級に通

算1年以上」とする。

- 5 昭和60年改正条例による改正後の埼玉西部環境保全組合職員の給与に関する条例及び改正後の規則の規定により切替日において昇格した職員の当該昇格後の給料月額の決定については、昭和60年改正条例附則第3項又は第5項の規定により定められた給料月額を切替日の前日において受けていたものとみなして改正後の規則第22条の規定を適用する。

附 則（昭和62年1月19日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年3月18日規則第2号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定は、平成3年1月1日以後の休職等の期間について適用し、同日前の休職等の期間については、なお従前の例による。

附 則（平成4年8月27日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年3月30日規則第2号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年6月22日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年7月11日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年1月14日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定は、平成9年4月1日から適用する。

附 則（平成10年3月24日規則第3号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年2月12日規則第4号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成 11 年 12 月 21 日規則第 10 号）

この規則は、公布の日から施行し、平成 11 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 15 年 11 月 28 日規則第 7 号）

この規則は、平成 15 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 12 月 28 日規則第 8 号）

この規則は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 17 日規則第 10 号）

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 31 日規則第 2 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

（改正条例附則第 2 項適用職員の在級年数等に関する経過措置）

2 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 18 年条例第 11 号）附則第 2 項の規定によりその者の平成 18 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）における職務の級を定められた職員のうち、次の各号に掲げる職員に対する改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「新規則」という。）別表第 2 級別資格基準表の適用については、当該各号に定める期間を、その者の当該規定により定められた職務の級に在級する期間に通算する。

(1) 切替日の前日においてその者が属していた職務の級（以下この項において「旧級」という。）が給料表 4 級であつた職員 旧級及び旧級の 1 級下位の職務の級に切替日の前日まで引き続き在職していた期間

(2) 前号に掲げる職員以外の職員 旧級に切替日の前日まで引き続き在職していた期間

3 改正条例附則第 2 項適用職員に係る切替日以後の職務の級の 1 級上位の職務の級への昇格（切替日から平成 19 年 3 月 31 日までの間における新規則第 19 条の規定によるものに限る。）については、同条第 3 項中「現に属する職務の級に 2 年以上」とあるのは、「平成 18 年 3 月 31 日においてその者が属していた職務の級（以下この項において「旧級」という。）が、給料表の 4 級（以下この項において「特

定の職務の級」という。)であった職員にあっては、旧級及び旧級の1級下位の職務の級並びに職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年条例第11号)附則第2項の規定により定められた職務の級(以下この項において「新級」という。)に通算2年以上、旧級が同条例附則別表第1の旧級欄に掲げられている職務の級で特定の職務の級以外のものであった職員にあっては、旧級及び新級に通算2年以上」とする。

(切替日における昇格又は降格の特例)

- 4 切替日に昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみなして新規則第22条又は第23条の規定を適用する。

(初任給に関する経過措置)

- 5 平成19年1月1日以後に新たに職員となり、その者の号給の決定について新規則第13条から第15条までの規定の適用を受けることとなる者のうち、新たに職員となった日(以下この項において「採用日」という。)から、これらの規定による号給(以下この項において「特定号給」という。)の号数から同規則第11条第1項の規定による号給(同規則第13条第1項の規定により初任給基準表の初任給欄の号給とすることができることとされている号給を除く。)の号数を減じた数を4(新たに職員となった者が同規則第34条第1項に規定する特定職員であるときは、3)で除して得た数の年数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数。以下この項において「調整年数」という。)をさかのぼった日が平成22年1月1日前となるものの採用日における号給は、同規則第13条から第15条までの規定にかかわらず、採用日から調整年数をさかのぼった日(平成22年1月1日以後に新たに職員となった者で採用日から調整年数をさかのぼった日が同日の属する年の10月1日(同規則第34条第1項に規定する特定職員にあっては、同年の8月1日)以後である場合にあっては、同年の翌年の1月1日)の翌年から採用日までの間における同規則第32条に規定する昇給日(平成19年1月1日から平成22年1月1日までの間におけるものに限る。)の数に相当する号数を特定号給の号数から減じて得た号数の号給とする。

(平成19年1月1日までの間における特定職員の昇給の号給数の特例)

- 6 平成19年1月1日までの間における新規則第34条第1項、第3項第1号及び第5項の規定の適用については、同条第1項中「E」とあるのは「E(条例第4条8項の規定の適用を受ける特定職員にあっては、D又はE)」と、同条第3項第1号中「昇給日前1年間」とあるのは「平成18年4月1日から同年12月31日までの期間」と、同条第5項中「前年の昇給日後に新たに職員となった特定職員又は同日後に第22条第2項、第25条第2項(第27条において準用する場合を含む。)若しくは第42条の規定により号給を決定された特定職員」とあるのは「平成19年1月1日における特定職員」と、「その者の新たに職員となった日又は号給を決定された日」とあるのは「平成18年4月1日(同日後に新たに職員となった特定職員又は同日後に第22条第2項、第25条第2項(第27条において準用する場合を含む。)若しくは第42条の規定により号給を決定された特定職員にあっては、新たに職員となった日又は号給を決定された日)」とする。

(平成19年1月1日における一般職員の昇給の号給数等)

- 7 平成19年1月1日において、特定職員(新規則第34条第1項に規定する特定職員をいう。)以外の職員(以下「一般職員」という。)を職員の給与に関する条例第4条第6項の規定による昇給(同規則第36条又は第37条に定めるところにより行うものを除く。)をさせる場合の号給数は、次項に規定するその者の勤務成績に応じて定める基準となる号給数(同項において「基準号給数」という。)に相当する数に、切替日(切替日後に新たに職員となった一般職員又は切替日後に同規則第22条第2項、第25条第2項(第27条において準用する場合を含む。)若しくは第42条の規定により号給を決定された一般職員にあっては、新たに職員となった日又は号給を決定された日)から平成18年12月31日までの期間の月数(1月未満の端数があるときは、これを1月とする。)を12月で除した数を乗じて得た数(1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に相当する号給数(管理者の定める一般職員にあっては、管理者の定める号給数)とする。この場合において、次に掲げる一般職員は、昇給しない。

(1) この項の規定による号給数が0となる一般職員

- (2) 職員の給与に関する条例第4条第8項の規定の適用を受ける一般職員で次項第2号又は第3号に掲げる一般職員に該当するもの
- (3) 次項第3号に掲げる一般職員（職員の給与に関する条例第4条第8項の規定の適用を受けるものを除く。）で昇給させることが相当でないと認めるもの
- 8 一般職員の基準号給数は、新規則第33条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該一般職員が次の各号に掲げる一般職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める号給数とする。
- (1) 勤務成績が特に良好である一般職員 8号給以上（職員の給与に関する条例第4条第8項の規定の適用を受ける一般職員にあつては、4号給以上）
- (2) 勤務成績が良好である一般職員 4号給
- (3) 勤務成績が良好であると認められない一般職員 3号給以下
- 9 管理者の定める事由以外の事由によって切替日から平成18年12月31日までの期間（当該期間の中途において新たに職員となった一般職員にあつては、新たに職員となった日から同月31日までの期間）の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない一般職員その他管理者の定める一般職員については、前項第3号に掲げる一般職員に該当するものとみなして、前2項の規定を適用する。
- 10 附則第8項の規定による昇給の号給数が、平成19年1月1日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から同日の前日にその者が受けていた号給（同月1日において職務の級を異にする異動又は新規則第25条に規定する異動をした一般職員にあつては、当該異動後の号給）の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる一般職員の昇給の号給数は、同項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

附 則（平成20年3月31日規則第7号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月25日規則第6号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第4号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 31 日規則第 4 号）

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 28 日規則第 3 号）

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日規則第 1 号）

- 1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 28 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

附 則（平成 29 年 12 月 1 日規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 20 日規則第 2 号）抄

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
7 級	事務局長に相当する職務
6 級	事務局次長に相当する職務
5 級	1 室長、所長又は主幹に相当する職務 2 特に高度の専門的知識又は経験を必要とする業務を行う職務
4 級	1 主査に相当する職務 2 相当高度の専門的知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3 級	1 主任に相当する職務 2 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
2 級	主事に相当する職務

1 級	主事補に相当する職務
-----	------------

別表第 2 (第 4 条関係)

級別資格基準表

試験	学歴免許等	職務の級							
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	
正規の試験	上級	大学卒		1	4	5	別に定める	別に定める	別に定める
				1	5	1 0	〃	〃	〃
	中級	短大卒		3	4	5	〃	〃	〃
				3	7	1 2	〃	〃	〃
	初級	高校卒		5	4	5	〃	〃	〃
				5	9	1 4	〃	〃	〃

備考

- この表において、それぞれの区分に対応する職務の級欄に定める上段の数字は当該職務の級に決定するための 1 級下位の職務の級における必要在級年数を示し、下段の数字は学歴免許等の資格を有する者を当該職務の級に決定するための必要経験年数を示す。
- 試験欄の「正規の試験」の区分は、試験の結果に基づいて職員となった者に適用する。試験によらないで職員となった者（「その他」という。）については、別に定める。
- 試験欄の「正規の試験」の区分に掲げる「上級」は職員採用上級試験及びこれに準ずる試験を示し、「中級」は職員採用中級試験及びこれに準ずる試験を示し、「初級」は職員採用初級試験及びこれに準ずる試験を示す。

別表第 3 (第 5 条関係)

学歴免許等資格区分表

国における学歴免許等資格区分表による。

別表第 4 (第 6 条関係)

経験年数換算表

国における経験年数換算表による。

別表第5（第7条関係）

修学年数調整表

国における修学年数調整表による。

別表第6（第11条関係）

初任給基準表

試験		学歴免許等	初任給
試験	上級		1級17号給
	中級		1級9号給
	初級		1級1号給

備考 試験欄に掲げる「試験」並びに試験の区分に掲げる「上級」「中級」「初級」の区分は別表第2級別資格基準表の備考に定めるところによるものとし、その学歴は、上級は大学卒、中級は短大卒、初級は高校卒とする。

別表第7（第22条関係）

昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1

1 0	1	1	1	2	2	1
1 1	1	1	1	3	3	1
1 2	1	1	1	4	4	1
1 3	1	1	1	5	5	1
1 4	1	1	1	6	6	2
1 5	1	1	1	7	7	3
1 6	1	1	1	8	8	4
1 7	1	1	1	9	9	5
1 8	1	1	2	1 0	1 0	6
1 9	1	1	3	1 1	1 1	7
2 0	1	1	4	1 2	1 2	8
2 1	1	1	5	1 3	1 3	9
2 2	2	2	6	1 4	1 4	1 0
2 3	3	3	7	1 5	1 5	1 1
2 4	4	4	8	1 6	1 6	1 2
2 5	5	5	9	1 7	1 7	1 3
2 6	6	6	1 0	1 8	1 8	1 4
2 7	7	7	1 1	1 9	1 9	1 5
2 8	8	8	1 2	2 0	2 0	1 6
2 9	9	9	1 3	2 1	2 1	1 7
3 0	1 0	1 0	1 4	2 2	2 2	1 8
3 1	1 1	1 1	1 5	2 3	2 3	1 9
3 2	1 2	1 2	1 6	2 4	2 4	2 0
3 3	1 3	1 3	1 7	2 5	2 5	2 1
3 4	1 4	1 4	1 8	2 6	2 6	2 1

3 5	1 5	1 5	1 9	2 7	2 7	2 2
3 6	1 6	1 6	2 0	2 8	2 8	2 2
3 7	1 7	1 7	2 1	2 9	2 9	2 3
3 8	1 8	1 8	2 2	3 0	3 0	2 3
3 9	1 9	1 9	2 3	3 1	3 1	2 4
4 0	2 0	2 0	2 4	3 2	3 2	2 4
4 1	2 1	2 1	2 5	3 3	3 3	2 5
4 2	2 2	2 2	2 6	3 4	3 4	2 5
4 3	2 3	2 3	2 7	3 5	3 5	2 6
4 4	2 4	2 4	2 8	3 6	3 6	2 6
4 5	2 5	2 5	2 9	3 7	3 7	2 7
4 6	2 5	2 6	3 0	3 8	3 8	2 7
4 7	2 6	2 7	3 1	3 9	3 9	2 8
4 8	2 6	2 8	3 2	4 0	4 0	2 8
4 9	2 7	2 9	3 3	4 1	4 1	2 9
5 0	2 7	3 0	3 4	4 2	4 1	2 9
5 1	2 8	3 1	3 5	4 3	4 2	2 9
5 2	2 8	3 2	3 6	4 4	4 2	2 9
5 3	2 9	3 3	3 7	4 5	4 3	3 0
5 4	2 9	3 4	3 8	4 6	4 3	3 0
5 5	3 0	3 5	3 9	4 7	4 4	3 0
5 6	3 0	3 6	4 0	4 8	4 4	3 0
5 7	3 1	3 7	4 1	4 9	4 5	3 1
5 8	3 1	3 7	4 2	5 0	4 5	3 1
5 9	3 2	3 8	4 3	5 1	4 6	3 1

6 0	3 2	3 8	4 4	5 2	4 6	3 1
6 1	3 3	3 9	4 5	5 3	4 7	3 1
6 2	3 3	3 9	4 5	5 4	4 7	3 1
6 3	3 4	4 0	4 5	5 5	4 8	3 1
6 4	3 4	4 0	4 6	5 6	4 8	3 1
6 5	3 5	4 1	4 6	5 7	4 9	3 1
6 6	3 5	4 1	4 6	5 8	4 9	3 1
6 7	3 6	4 2	4 7	5 9	5 0	3 1
6 8	3 6	4 2	4 7	6 0	5 0	3 2
6 9	3 7	4 3	4 7	6 1	5 0	3 2
7 0	3 8	4 3	4 8	6 2	5 0	3 2
7 1	3 9	4 4	4 8	6 3	5 0	3 2
7 2	4 0	4 4	4 8	6 4	5 0	3 2
7 3	4 1	4 5	4 9	6 5	5 0	3 2
7 4	4 1	4 5	4 9	6 6	5 0	3 2
7 5	4 2	4 5	4 9	6 7	5 0	3 2
7 6	4 2	4 5	5 0	6 8	5 0	3 2
7 7	4 3	4 6	5 0	6 8	5 1	3 2
7 8	4 3	4 6	5 0	6 8	5 1	3 2
7 9	4 4	4 6	5 1	6 8	5 1	3 2
8 0	4 4	4 6	5 1	6 8	5 1	3 2
8 1	4 5	4 7	5 1	6 9	5 1	3 3
8 2		4 7	5 2	6 9	5 1	3 3
8 3		4 7	5 2	6 9	5 1	3 4
8 4		4 7	5 2	6 9	5 1	3 4

8 5		4 8	5 3	6 9	5 1	3 5
8 6		4 8	5 3	7 0	5 1	3 5
8 7		4 8	5 3	7 0	5 1	3 5
8 8		4 8	5 3	7 0	5 1	3 5
8 9		4 9	5 4	7 1	5 2	3 5
9 0		4 9	5 4	7 2	5 2	3 6
9 1		4 9	5 4	7 3	5 2	3 6
9 2		4 9	5 4	7 4	5 2	3 6
9 3		4 9	5 5	7 5	5 3	3 6
9 4		5 0	5 5	7 6	5 3	3 6
9 5		5 0	5 5	7 7	5 3	3 7
9 6		5 0	5 5	7 8	5 3	3 7
9 7		5 0	5 5	7 8	5 3	3 7
9 8		5 0	5 6	7 9	5 3	3 7
9 9		5 1	5 6	8 0	5 3	3 7
1 0 0		5 1	5 6	8 0	5 4	3 7
1 0 1		5 1	5 6	8 1	5 4	3 8
1 0 2		5 1	5 6	8 1	5 4	
1 0 3		5 1	5 7	8 2	5 4	
1 0 4		5 2	5 7	8 2	5 4	
1 0 5		5 2	5 7	8 3	5 4	
1 0 6		5 2	5 7	8 4	5 4	
1 0 7		5 2	5 7	8 4	5 5	
1 0 8		5 2	5 8	8 5	5 5	
1 0 9		5 2	5 8	8 5	5 5	

1 1 0		5 3	5 8	8 6	5 5	
1 1 1		5 3	5 8	8 6	5 5	
1 1 2		5 3	5 8	8 7	5 5	
1 1 3		5 3	5 9	8 7	5 6	
1 1 4		5 3	5 9	8 8	5 6	
1 1 5		5 3	5 9	8 8	5 6	
1 1 6		5 4	5 9	8 9	5 6	
1 1 7		5 4	5 9	8 9	5 6	
1 1 8		5 4	6 0	9 0		
1 1 9		5 4	6 0	9 0		
1 2 0		5 4	6 0	9 1		
1 2 1		5 4	6 1	9 2		
1 2 2		5 5	6 1			
1 2 3		5 5	6 2			
1 2 4		5 5	6 2			
1 2 5		5 5	6 2			
1 2 6			6 2			
1 2 7			6 2			
1 2 8			6 3			
1 2 9			6 3			

別表第8（第34条関係）

特定職員昇給号給数表

昇給区分	A	B	C	D
昇給の号給数	8号給以上	6号給	3号給	2号給
	4号給以上	3号給	2号給	1号給

備考 この表に定める上段の号給数は職員の給与に関する条例第4条第8項の規定

の適用を受ける職員以外の職員に、下段の号給数は同項の規定の適用を受ける職員に適用する。

別表第9（第43条関係）

休職期間等換算表

休職等の期間	換算率
法第28条第2項第1号の規定による休職（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する勤務をいう。以下この表において同じ。）による負傷若しくは疾病に係るものに限る。）又は公務上の負傷若しくは疾病若しくは通勤による負傷若しくは疾病に係る休暇の期間	3 / 3 以下
派遣職員の派遣の期間	
鶴ヶ島市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成8年条例第12号）第15条に規定する介護休暇の期間	
法第28条第2項第1号の規定による休職（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係るものを除く。）又は公務上の負傷若しくは疾病による休暇（通勤による負傷又は疾病に係るものを除く。）の期間	1 / 3 以下 （結核性疾患によるものである場合にあっては1 / 2 以下とすることができる。）
法第28条第2項第2号の規定による休職の期間（無罪判決を受けた場合の休職の期間に限る。）	3 / 3 以下
専任許可の有効期間	2 / 3 以下

備考 派遣職員に関するこの表の適用については、派遣先の業務を公務とみなす。